

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	障害児入所給付費等の不正利得の徴収	
根拠法令・条項	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第57条の2第3項及び第5項	
所 管 課	障害福祉部	障害福祉サービス課
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	・ 設 定 ・設定できない ・基準を公開できない 1 偽りその他不正の手段により障害児入所給付費等（障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費）の支給を受けた者があるときは、その者から、その障害児入所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 2 指定障害児入所施設等が、偽りその他不正の行為により障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費の支給を受けたときは、当該指定障害児入所施設等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・ 弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第4号に規定する「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	